平成２４年（フ）第３４０号
徳島市北矢三町１丁目１番45―301号　グリーンプラザ２、旧住所徳島市佐古五番町４番11号
債務者　林　美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７６号
大分市富士見が丘西２丁目６番17号
債務者　吉岡　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９７号
大分市賀来北２丁目20番16―601号インペリアルＫＡＫＵ
債務者　鈴木絵里子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０６号
大分市南鶴崎２丁目３番32号
債務者　下川　信孝
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６４５号
さいたま市西区大字指扇3301番地　谷口アパート102
債務者　星野　一雄
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２０号
さいたま市中央区大戸１丁目26番14―101号、旧住所広島県福山市水呑町154番地15
債務者　水谷佳英子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５７号
埼玉県川口市赤井３丁目８番14号　リバーサイドマンションⅡ101号室
債務者　加瀬美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５８号
埼玉県加須市川口１丁目８番地４、旧住所埼玉県春日部市梅田３丁目48番地９
債務者　有馬由美子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６２号
埼玉県加須市東栄１丁目１番20号　ハイツサンレオン202号室
債務者　石川　信夫
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０２号
埼玉県富士見市山室２丁目25番27号
債務者　鬼嶋惠美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２３号
埼玉県所沢市東所沢２丁目33番地の８　パレスサンヴェール１―203
債務者　山嵜　澄雄
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９７号
千葉県山武市雨坪50番地６　日向ハイツ201
債務者　野崎　章正
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第７６号
石川県七尾市国分町ナ部10番地　ウイナーズサークル107号室、従前の住所富山県氷見市吉岡865の２番地、従前々の住所石川県金沢市石引２丁目１番３号　稲葉ビル201号室
債務者　菊地ゆかり
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１１４４号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁206番地　諏浜ハウス101号
債務者　松下　紘子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９５号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁206番地　諏浜ハウス101号、前住所堺市西区浜寺公園町１丁27番地１　パークサイド浜寺107号
債務者　松下　良一
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９７号
大阪府富田林市藤沢台４丁目２番10号　201
債務者　植田千紗香
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２０７号
大阪府柏原市国分市場２丁目８番13号　栄マンション305号
債務者　矢吹惠美子（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係